

近代日本における人文景観を 中心とした「空間」の 保存と活用の歴史的展開 文化財保護制度を中心として

Historical Transition of Preservation and Utilization of “Space” Mainly
in the Cultural Landscape in Modern Japan :
Focusing on Cultural Properties Protection System

才津祐美子

SAITSU Yumiko

- ①はじめに
- ②「点」の保存から「面」の保全へ
- ③文化財保護制度における面的保存の展開
- ④「空間」保全の新たな動き－「文化的景観」の創設と景観法
- ⑤おわりに－「まるごと遺す」という欲望のゆくえ

【論文要旨】

近代日本の文化財保護制度の歴史的変遷を見ていくと、保護する対象が次第に拡大していつていくのがわかる。戦後の文化財保護法（1950年）においても、年を追うごとに文化財の種類が増え、2008年現在では、戦前の国宝保存法（1929年）と史蹟名勝天然記念物保存法（1919年）の保護対象だった有形文化財、記念物の他に、無形文化財や有形無形の民俗文化財、伝統的建造物群、文化的景観が創設されている。ここまで対象が拡大すると、理念上はすべての過去と繋がるものが文化財として見なされうるわけであり、まるで「総文化財化」とでもいえるような様相を呈している。

さらに文化財保護制度の変遷を追っていくと、このような保護対象の変化の他に、保護の在り方にも多様な変化が見られる。その中で本稿が注目し、考察するのは、文化財の単体保存－いわば「点」としての保存から、文化財を取り囲む一定の空間を一纏まりのものとしてまるごと保護の対象にしていこうとする動き－いくなれば「面」としての保存および保全に至るまでの歴史的展開である。そしてそれは、文化財としての保存から文化資源としての活用あるいは開発へという、近年急速に進んでいる動きの考察でもある。

【キーワード】文化財保護制度、歴史的環境、面的保存、総文化財化、文化資源

①……………はじめに

近代日本の文化財保護制度の歴史の変遷を見ていくと、保護する対象がどんどん拡大していつているのがわかる。まず、日本最初の文化財保護法規といわれる古社寺保存法（1897年）では社寺有の建造物や美術工芸品が保護の対象だったが、国宝保存法（1929年）からは公共団体有や個人有の建造物等も範疇に含まれるようになった。また、この間に制定された史蹟名勝天然記念物保存法（1919年）では、史蹟・名勝・天然記念物として、いわゆる「文化」の痕跡から動植物に至るまで、非常に多岐にわたるものが保護の対象となった。さらに、戦後の文化財保護法（1950年）においても、年を追うごとに文化財の種類が増えており、2008年現在では、戦前の国宝保存法と史蹟名勝天然記念物保存法の保護対象だった有形文化財、記念物の他に、無形文化財や有形無形の民俗文化財、伝統的建造物群、文化的景観が保護すべき文化財の種類として設定されている。ここまで対象が拡大すると、理念上はすべての過去と繋がるものが文化財として見なされうるわけであり、現在はまるで「総文化財化」とでもいえるような様相を呈している。

さらに文化財保護制度の変遷に注目すると、上述したような保護対象の変化の他に、保護の在り方にも多様な変化が見られる。その中で本稿では、文化財の単体保存から、文化財を取り囲む一定の空間を一纏まりのものとしてまるごと保護の対象にしていこうとする動きへの移り変わりについて着目し、考察したい。そしてそれは、文化財としての保存から文化資源としての活用あるいは開発へという、近年急速に進んでいる動きの考察にもつながっていくことになる。

なお、この「一定の空間」は、「歴史的環境」「歴史的風土」「歴史的景観」「文化環境」「文化的景観」などと様々な名称で呼ばれており、さらにそれらはいわゆる自然景観や自然環境をも含意していることが多い。しかし、それでは論旨が不明瞭になる恐れがあるため、本稿では便宜上、自然環境／自然景観と、歴史的環境等／人文景観とを区別して議論を進めることにする。

②……………「点」の保存から「面」の保全へ

1. 環境破壊と環境保護－あるいは開発と保存

国土の開発に伴って破壊が進む自然環境の保護に関しては、かなり早い時期からいくつかの法規制が設けられてきた。例えば、(旧)森林法（1907年）や(新)狩猟法（1918年）⁽¹⁾、史蹟名勝天然記念物保存法（1919年）、国立公園法（1931年）などが、それぞれの目的は他にもあるものの、開発に対する自然環境の保護という側面を共通してもっていた。さらに、(旧)都市計画法（1919年）を根拠法として創設された風致地区制度は、「受忍義務の範囲内の規制として最も歴史ある地域制緑地制度」⁽²⁾であった。

一方、国土開発によって破壊されるのはいわゆる自然環境だけではないということもほぼ同時並行で意識されており、史蹟名勝天然記念物保存法などは、歴史的遺物や人文景観の保護が主たる目的の一つだった。実際、いくつもの史蹟が同法による指定を受けることで開発計画による破壊から

免れたのである。新国道の建設計画によって分断されそうになった「東大寺旧境内」を、保存運動を経て、史蹟指定（1932年）してまもったのが、その最たる例だろ⁽³⁾う。また、昭和初期に設置が相次いだ鋼索鉄道（ケーブルカー）敷設でも、史蹟名勝天然記念物保存の観点から反対運動が引き起こされたとい⁽⁴⁾う。

このように、開発による環境破壊とそれを防ぐための保存（反対）運動および法律による保護という動きは、すでに昭和初期から見受けられた。ただし、開発と保存（保護）は必ずしも対立するものとして見なされていたわけではない。保存（保護）こそが開発—とりわけ観光開発—の最善の方法なのだという、今日では人口に膾炙した感がある見解も、実はすでにこの当時から散見されていたのであ⁽⁵⁾る。

しかし、こうした国土開発による環境破壊や公害問題がより一層深刻なものとなり、それに対する環境保護の動きがさらに大きくなるのは、高度経済成長期に入った1960年代以降のことだった。自然環境／自然景観に関する法規では、すでに制定されていた（新）森林法（1951年）や自然公園法（1957年）に加えて、首都圏近郊緑地保全法（1966年）、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（1967年）、（新）都市計画法（1968年）等が整備されてい⁽⁶⁾った。

さらに、1972年には自然環境保全法が制定され、各地方公共団体でも自然環境の保全に関する条例がつくられた。この法令は、名称通り自然環境を保全するためのものだが、地方公共団体の条例の中には、保全するものの中に歴史的環境等を盛り込んだものもあった。例えば、1973年に施行された「白川村自然環境の確保に関する条例」には「村は、重要な郷土の歴史的、文化的資産を保存するため、これらの減失、き損等の防止及び維持に努めなければならない」（第5条）という条文が含まれており、同条例施行規則では、重要文化財周辺を中心に「文化財等景観保護地区」が定められていた。これは、同時期に歴史的環境等の保全へも関心が寄せられていたことを意味している。その関心と、保全のために取られた対策はいかなるものであったのか。次節以降で、いま少し詳細にこの時期の歴史的環境等に関する動きについて見ていきたい。また、これまでの記述において混在している「保存」、「保護」、「保全」という言葉の違いについても、この変遷過程を追う中で説明したいと思う。

2. 「点」から「面」へ—「歴史的環境」への着目

ここまで「歴史的環境」という言葉を多用してきたが、実は歴史的環境について盛んに論じられるようになるのは、1970年前後のことである。例えば、この時期『建築雑誌』や『近代建築』等の学術雑誌では、歴史的環境に関する多くの論考が発表され、特集が組まれている。ではこの言葉の含意するところは何なのかといえ、それは「歴史的価値を有するもので形成されている一定の空間」とでもいえようか。もっと言えば、それは1つの遺跡や単体の建造物のような「点」ではなく、それらを包摂する一定区域—すなわち「面」だといえる。そして1970年前後に歴史的環境が注目されるようになったのは、それまでの文化財保護制度上の保護は「点」をまもるものであり、高度経済成長による大規模な開発に対抗するには、「点」ではなく「面」的な保護が必要なのだという議論の流れからだったのである。そして、こうした議論が出てくる背景には、日本各地で起きていたさまざ⁽⁷⁾まな保存運動があった。

まずあげられるのは、遺跡や埋蔵文化財に関する保存運動である。とりわけ注目を集めたのは、平城宮跡の開発に対するものだった。1961年、平城宮跡に近畿日本鉄道が検車区の建設を計画したことに端を発した反対運動は、住民、研究者、文化人など多くの人々の支持を受け、ついに当時の池田内閣を動かし、平城宮跡の全域を国有地にすることで1963年に解決をみた。この運動は、平城宮跡のような有名な遺跡すら破壊の危機に直面したという事実を広く知らしめ、高度経済成長政策下での文化財保護行政への危機感を抱かせることになった。また、公害や自然環境の破壊と同様に、歴史的環境もまた、まずは住民が立ち上がらなければならないことを痛感させたという⁽⁸⁾。

こうした開発行為に抗する住民運動が面的な保存制度を生み出した事例として、1966年に制定された「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」（通称「古都保存法」）があげられる。本法律において「歴史的風土」とは、「わが国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況をいう」（同法第2条第2項）と定義されており、従来の文化財保護法や自然公園法などによる保護施策ではカバーできない範囲をも全体として、すなわち「面」として、保護の網をかけていこうとするものだったことがわかる。ただし、この法律が適用されるのは、「古都」だけであり、当時「古都」として指定されたのは、京都市、奈良市、鎌倉市のほか、天理市、橿原市、桜井市、奈良県生駒郡斑鳩町、同県高市郡明日香村のみだった。

そして更なる面的保存に繋がっていくのが、町並み保存運動である。各地で先駆的な集落・町並み保存運動が始まったのは、1960年代後半のことだった⁽⁹⁾。また、それに合わせて市町村レベルで独自の景観条例や環境保全条例を制定していくところが現れた。これがやがて1975年の「伝統的建造物群」という新しい種類の文化財の創出に繋がっていくのである。ちなみに、伝統的建造物群の定義は「周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの」（文化財保護法第2条第1項第6号）というものである。まさに歴史的環境をまもることが主眼とされているわけであるが、この伝統的建造物群保存制度が創出されたことによる影響は、文化財保護制度上非常に大きなものだったといえる。それについては後述したい。

以上見てきたような住民運動や地方自治体の働きかけは、国の開発計画にも影響を与えていく⁽¹⁰⁾。1962年の全国総合開発計画においては、第7章「観光開発の方向」の中で、産業開発との関連に十分留意しつつ、観光資源として自然景観や文化財の積極的な保護をはかることが記されていた⁽¹¹⁾。ところが、1969年の新全国総合開発計画においては、第一部第4章「計画の主要課題」第3節第1項「自然および歴史的環境の保護保存に関する主要課題」の中で、次のように語られている。

わが国には、その特異な自然、風土、歴史的環境のもとに創造された有形、無形の貴重な文化財が全国土にわたって存在している。（中略）現代ならびにつぎの世代のために価値ある文化財とその歴史的環境を保護、保存することは、きわめて重要な課題である。このため、急激な開発により破壊されがちな史跡、歴史的建造物等の文化財とその歴史的環境について、開発計画のなかに取り入れて保存を図るとともに、国民にレクリエーションの場として利用に供するために、生活環境の一部として計画的に整備する。

ここで、「開発計画のなかに取り入れて保存を図る」、また、レクリエーションの場として供するために「計画的に整備する」という方針が打ち出されているところに注目していただきたい。先述した住民運動において激しく開発と対立しながらももまれてきた歴史的環境は、戦前よりも一層強く、保存もまた開発計画の中で進めていくという文脈に絡め取られていくのである。

さらに、1977年の第三次全国総合開発計画になると、第4章「主要計画課題」の第1節第2項に「歴史的環境の保全」があげられるようになる（第1項は「自然環境の保全」）。そして、歴史的環境とは「単に指定文化財に限らず、これらと一体となって形成されてきた周辺環境、指定文化財ほどの重要性は有していなくとも地域の人々の生活や意識の中で祭りや年中行事等意味を持っているもの、更にそれらの舞台となった環境などの地域の文化財並びに遺跡及び遺構など自然の中で残っているものなどを包括して、一体の環境を構成している民族の軌跡の総体である」とし、それが近年の産業化や都市化の進展の中で破壊されたり衰退したり、偏った観光利用が行われたりしていることを憂い、次のように述べている。

本来、歴史的環境の保全は、特定のものを保護・保存するということより、生活の中での文化的要素への住民の自主的関心の高まりが地域の空間と歴史を共有するという形で保全されることが重要である。

したがって、地域の開発に当たっては、歴史的環境の保全が開発の価値を高めるものであるとの認識の上に立って再評価を行い、その活用を図ることが必要である。

ここでは、歴史的環境は総体的なものであり、その保全は「住民の自主的関心の高まり」によって保全されるべきであると指摘されている。また、「歴史的環境の保全」が「開発の価値を高める」とし、その「活用」を図ることが喚起されている。これらはすべて現在にまで引き継がれ、後述するように、まさにそのような方向に文化財保護制度もシフトしていくのである。この傾向の牽引役を果たしたのが、後述する伝統的建造物群保存地区制度だったといえるだろう。

また、この文章の中でもやはり「保存」「保護」という言葉と「保全」という言葉が使い分けられていることも見逃すことはできない。文化財保護制度から言えば、「保存」はまさに「そのものをそのままの形で遺すこと」という意味で使われており、「保護」には、「保存」+「活用」という意味が込められている。この「保存」と「活用」こそが古社寺保存法から続く近代日本の文化財保護制度の原則なのだが、「活用」の含意するところは変化してきている。当初、「活用」とは文化財の「公開」を意味していたが、時代が下るに従って、「(観光)資源として効果的に利用する」というようなものに比重が移ってきたのである。それでは「保全」というと、そのままの形で遺すような、いわば凍結保存ではなく、「計画的に管理しつつ遺していく」という意味で使用されている。つまり、「保全」という語は、歴史的環境をまもることが開発計画の中で行われるよう志向される中で使われるようになったもので、1970年代後半に入って多用されるようになったものである。⁽¹²⁾

③……………文化財保護制度における面的保存の展開

1. 史跡の保護制度における面的広がり

伝統的建造物群保存地区制度が創設されるまで、既存の文化財の中で最も面的保存が重要視され、また面的保存への効力を発揮できると考えられたのが、史跡としての保護制度だった。

史跡の面的保存の最たるものとしては、1966年にはじまった「風土記の丘整備事業」があげられる。⁽¹³⁾「風土記の丘設置要項」によれば、風土記の丘設置の目的は、「各地方における伝統ある歴史的風土的特性をあらわす古墳、城跡などの遺跡等が多く存在する広域保存と環境整備を図り、あわせてこの地域に地方文化の所産としての歴史資料、考古資料、民俗資料を収蔵、展示するための資料館の設置を行い、もって、これらの遺跡及び資料等の一体的な保存及び普及活用を図ること」だという。基準の面積は16万5千平方メートル以上というから、非常に広大な範囲を、しかも公有化によって保存するスケールの大きい事業だということがわかる。また、これはただ単に史跡を保存するだけでなく、活用することを全面に出した点でも画期的だったといえよう。

また、風土記の丘以外にも、1960年代以降、大規模史跡を中心に、史跡の保存と普及活用のための環境整備事業が進んでいく。⁽¹⁴⁾環境整備事業には、遺構そのものの観賞を助ける設備の設置の他、当時の植生環境を再現したり、園路や案内施設、トイレやベンチ等の設置など、多彩な手法が使用されているが、これもまた史跡の歴史的環境／面的保存の一環という側面が見受けられる。

さらに、旧建設省が1968年から継続して行っている「国営公園事業」もまた、史跡の面的保存に一役買っている。⁽¹⁵⁾例えば、1970年に事業が開始された国営飛鳥歴史公園では、高松塚古墳の保存施設の建設や石舞台古墳の環境整備事業を文化庁が、それらの史跡の周辺地域の整備を旧建設省が行い、両者を併せて「飛鳥の豊かな自然と文化的遺産の保護、活用を図」⁽¹⁶⁾っている。

そして、後に伝統的建造物群となる民家の集合体も、当初は史跡として網をかけるという方法がとられたのである。1966年3月26日の文化財専門審議会の答申にもとづき、文化財保護委員会は史跡21件を含む159件の文化財を新たに指定することを決めるとともに、既指定文化財に対する追加10件等を行うことを決定した。⁽¹⁷⁾実は、この時史跡指定物件として決まった中には、「越中五箇山相倉集落」、「越中五箇山菅沼集落」、「島田宿大井川越遺跡」、「萩城城下町」が含まれ、「萩城跡」(1951年指定)への追加指定として、城の外郭部の「重臣の邸宅地域」が含まれていた。文化財保護委員会は、これらを選んだ理由を「わが国古来の由緒ある歴史環境を保存する趣旨から史跡に指定したものである」⁽¹⁸⁾と述べている。後に「越中五箇山相倉集落」、「越中五箇山菅沼集落」および「萩城跡」への追加指定部分が重要伝統的建造物群保存地区に選定されることを考えると、これらの指定が民家の集合体である集落や町並み一帯を歴史的環境として保存するための先駆けだったことがわかる。しかし、このような形での史跡指定は1975年の文化財保護法改正で伝統的建造物群保存地区制度ができた際に、その役目を終えることになる。

2. 伝統的建造物群保存地区制度の創出

伝統的建造物群保存地区制度が創られた直接の契機は、第2章第2節で述べた住民運動だったが、その背景には、民家に関する文化財的な評価の変化があった。よって、まずそれについて述べていきたい。

民家に対する「文化財」としての保護は、1929年の国宝保存法から始まっている。ただし、国宝として指定された建造物約1,000件のうち民家は2件のみで、そのうち「純粹の民家」は1件だけだったという⁽¹⁹⁾。しかし、戦後間もない1950年に制定された文化財保護法以来、民家の保護をめぐる状況は一変する。民家に適用される文化財保護制度が次第に拡充していくのである。「あらたな見地から重要文化財の指定が行われるようになる」とともに、近世庶民の造り出した文化財としての民家の保護は、全国的な問題として大きく取り上げられるようになった⁽²⁰⁾ののだという。この「あらたな見地」とは、1950年の文化財保護法ではじめて有形文化財の一つとして民俗資料を位置づけたのと同種のものと考えられる。また、この背景には、民俗学等を中心に戦前から進んでいた民家研究の成果と、建築（史）学における民家に対する評価の高まりの影響もあるだろう。

1951年度には、各都道府県を通じて民家の全国調査が行われた⁽²¹⁾。この調査に基づいて「重要な民家が多数集中する地区」とされたところに対しては、1954年度から文化財保護委員会が直接予備調査を行った。また、1962年度から調査費が予算化され、1965年度まで岩手・山梨・新潟・広島の4県に対して民家特別調査が継続された。さらに、1966年度から1978年度まで行われた全国的な民家緊急調査によって、民家の重要文化財指定が急速に進んだ。

また、民家の重要文化財指定が進むに従って、門や土蔵その他の付属屋および周囲の塀なども「附^{つきたり}」として主屋と一緒に保護されるようになった。これは他の有形文化財（建造物）にも適用され、1975年の改正で明文化された（「一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件」として保護の対象となった）。ただし、民家保存の面的な広がりには、これにとどまらなかった。先述したような1960年代からの史跡指定を経て、1975年の改正時に創設された伝統的建造物群保存地区制度によって、単体としての民家だけでなく、一定の範囲内の民家とその周囲の景観＝集落や町並みがまとめて保護されるようになったのである。

次に、先述した町並み保存運動から伝統的建造物群保存地区制度が創出されるに至った経緯について、概観したい。

高度経済成長が進む中で、1960年代後半には、それに抗するように歴史的環境を守ろうとする市民運動が盛んになった。各地で先駆的な集落・町並み保存運動が始まったのもこの頃である。また、それに合わせて市町村が独自の景観条例や環境保全条例を制定していった。こうした流れを受けて、文化庁は1972年に「集落町並保存対策研究協議会」を開催し、伝統的集落・町並みを文化財として保存するための方策を議論した。さらに、それと並行して、文化庁は1972年に都道府県に対して保存すべき伝統的集落・町並みのリストの作成を依頼した。そして、このリストをもとに、1977年まで予備調査が行われた。また、1973年には、既に市町村レベルでの条例が制定され、保存の実績をあげていた3地区（岐阜県高山市三町、岡山県倉敷市倉敷川畔、山口県萩市堀内・平安古地区）をケーススタディーの対象として本調査が行われた。さらに、1974年からは、市町村に対する国庫補助事業として「伝統的建造物群保存対策調査」が実施されることになり、その第1回目として岐阜県白川村萩町地区など10地区の調査が行われた。そして、1975年の文化財保護法の

改正を迎えたのである。

なお、この伝統的建造物群に対する保護制度を創出する際に、フランスの「歴史的街区保存法（いわゆるマルロー法）」（1964年）、イギリスの「シビック・アメニティーズ法」（1967年）、ユネスコの「文化遺産及び自然遺産の国際的保護に関する勧告」（1972年）のような国際的動向の影響を受けたことが指摘されている。

文化財保護法における伝統的建造物群の定義は、先述した通り、「周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの」というものだが、そのどれもが現在も人が生活している地域であることがこの文化財の大きな特徴である。また、この制度が市町村が「主体」となって運営されることも、他の文化財と違うところである。どういうことかということ、この制度では、市町村が自ら保存条例を制定し、保存地区や保存計画を決定することになっているのである。さらに、地区内の建築物や工作物などの現状変更の規制に対する許可や修理のための財政援助なども市町村が行うことになっている。国は、市町村の申し出にもとづいて、伝統的建造物群保存地区の中から重要伝統的建造物群保存地区を選定し、市町村に対して必要な指導、助言、財政援助を行う。実際これが各市町村による柔軟な運営につながっているのだが、その詳細は拙稿⁽²²⁾を参照していただきたい。

こうして創出された伝統的建造物群保存地区制度は、「保存地区」という名称ではあるが、決して凍結保存ではない。伝統的建造物群保存地区をまもるために行われる文化庁の国庫補助事業には、修理、修景、復旧、整備があるが、このうち特徴的なのが修景という事業だろう。修景とは「地区の歴史的風致になじまない非伝統的建造物や地区内に新築される建築物を地区に調和した外観に整備する事業⁽²³⁾」だが、この事業が進むにしたがって、当該地域は文化財になる前とは全く違った様相を呈するようになる。また、地区内では、生け垣や池などはもとより、周りを取り囲む自然環境／自然景観までもコントロールの対象にすることが可能である。こうして伝統的建造物群保存地区は、まさに新たな姿—しかしより一層「伝統的」に見える姿—に開発されていくのである。このような都市計画的な視点と手法が文化財の保護に持ち込まれたことは、文化財保護行政史上において画期的なことだった。

一方、都市計画の枠組みの中でも、旧法での風致地区制度や古都保存法（都市計画区域の中に「歴史的風土特別保存地区」を定めた）、町並み保存の問題を経て、歴史的環境の保全に関する問題関心が高まっていった。そして、伝統的建造物群保存地区制度が設けられたのと同時に（新）都市計画法も改正され、都市計画において定める都市計画区域の中に「伝統的建造物群保存地区」が加えられたのである。こうして都市計画の中にも、文化財の保存が明確に組み込まれることになった。これは都市計画史上においても、エポックメイキングだったといえるだろう。

④……………「空間」保全の新たな動き—「文化的景観」の創設と景観法

伝統的建造物群保存地区制度ができてからちょうど30年後の2005年、文化財保護法の改正が行われ、新たな文化財が登場する（法改正自体は前年の2004年に公布）。それが「文化的景観」である。文化的景観の定義は「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された

景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」(文化財保護法第2条第1項第5号)というものである。現在は、農林水産業(第1次産業)に関連する文化的景観から「重要文化的景観」を選定する作業が進んでいるが、徐々に採掘・製造、流通・往来及び居住などの第2次および第3次産業に関連する文化的景観も選ばれていくことになっている。⁽²⁴⁾ また今後、世界遺産条約における文化的景観同様、宗教(信仰)的価値のような、景観に込められた「無形の文化」までも含んで評価し、選定するようになる可能性がある。

重要文化的景観に選ばれるためには、まず、景観法に規定される景観計画区域または景観地区にある文化的景観で、保存計画の策定や条例による保護措置などの条件を備えたものの中から、都道府県または市町村が申し出る必要がある。そして、申し出があった文化的景観の中から特に重要なものを文部科学大臣が重要文化的景観に選ぶことになっている。実は、この国選定のシステム自体は、伝統的建造物群保存地区制度と同じである。それゆえ、この文化的景観という文化財が、文化財保護法上は伝統的建造物群保存地区制度の延長線上にあることがわかる。ただし、この文化財には、従来の制度と全く異なる特徴がある。それは、文化的景観を規定する法律が、文化財保護法ではなく、景観法だということである。よって、必ずしも古いものでなくても範疇に入ってくることになっている。つまり、従来の文化財と価値判断が違うこともあり得るのである。

そして、この景観法は、伝統的建造物群保存地区制度をはじめとした既存の制度より、さらに「包括的な」歴史的環境の保全を目指したものだといえることができる。

再び世界遺産「白川郷」がある岐阜県大野郡白川村の事例を取り上げてみよう。白川村は、1995年の世界遺産登録以降、景観を保全するために、世界遺産のコアゾーン(1976年に重要伝統的建造物群保存地区に選定された地域でもある)の周辺地域に対する規制を強めようとしており、そのために景観法を活用しようということになった。これまで世界遺産「白川郷」のコアゾーンを取り囲むバッファゾーンⅠは、第2章第1節で言及した「白川村自然環境の確保に関する条例」(1973年)によって保護の網がかけられてきたのだが、それでは不十分であることが再三指摘されてきたからである。そこで白川村は2007年6月に景観行政団体になり、2008年3月には、それまでであった「白川村自然環境の確保に関する条例」を廃止し、「白川村景観条例」を改正するとともに、「白川村景観計画」を策定したのである。これによって、より包括的な歴史的環境保全の具現化を目指しているわけだが、一方でそれは住民生活へのさらなる規制強化を意味する。

文化的景観は、世界遺産条約では「自然と人間との共同作品」と呼ばれており、人の営みと密接な関わりを持つ。しかし、人の営みとは、時の流れにつれて変化するものである。そしてそれに伴い、当然景観も変化する。よって、景観を保持しようとするれば、当たり前ながらそれを造ってきた人々の営みも担保されなければならないことになる。⁽²⁵⁾ しかしそれがなかなか難しいことは、これまでの伝統的建造物群保存地区の事例からもわかっている。

文化遺産保護制度の歴史的変遷を追っていくと、有形のものから無形のものへ、単体から全体へ、特別な人々のものから一般の人々のものへという流れで展開してきた。これらの後者の性格をすべて兼ね備えているのがまさに文化的景観なのだが、そこでの課題は多いように思われる。

⑤……………おわりに—「まるごと遺す」という欲望のゆくえ

景観法および文化的景観の制度に対する評価がまだ定まっていない中で、2008年5月、また新たな法律が誕生した（施行は11月）。「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（通称「歴史まちづくり法」）である。国土交通省、文部科学省（文化庁）、農林水産省の3省共管で制定された法律で、「全国の市町村を対象に、歴史的な資産を活用したまちづくりの実施に携わる“まちづくり行政”と“文化財行政”の連携により、『歴史的風致』を後世に継承するまちづくりを進めようとする取組を国が支援するための新たな制度⁽²⁶⁾」だという。

ここでいう「歴史的風致」とは、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」（同法第1条）と定義されており、建造物のような有形のもののみならず、「人々の活動」という無形のものまでも含んでいることがわかる。また、条文や説明を読む限り、建造物が「群」でなくても良いため広範な地域に当てはまり、かつ無形のものも視野に入れている点が伝統的建造物群保存地区制度との違いであり、まちづくり事業への積極的な支援を打ち出しているところが文化財保護法や景観法、都市計画法との違いのようである。さらに、「歴史的風致」の定義をみると、一層強力な歴史的環境の包括的保存を目指しているように見えるが、それにも増して推し進めようとしているのは、「まちづくり」という名の開発行為の促進のようである。まだ施行されたばかりなので実際の運用はどうかかわらないが、いずれにしても、これまでの路線をより強めるための法律であることは確かだろう。

また、現在、2007年10月の文化審議会文化財分科会企画調査会報告における「文化財の総合的保存・活用」に関する提言を受けて、新たな施策が動き出そうとしている。それが地方公共団体による「歴史文化基本構想」の策定である。⁽²⁷⁾「歴史文化基本構想」とは、「地域にあるさまざまな文化財を指定の有無や類型の違いにかかわらず適切に把握し、周辺環境も含めて総合的、長期的に保存・活用するための基本構想⁽²⁸⁾」であり、これの策定と、策定した「歴史文化基本構想」に基づいた「保存活用（管理）計画」の策定を、近い将来全国の市町村で行いたいようである。現在は、2008年5月～6月に行われた募集に応募してきた市町村から20件が選ばれ、「文化財総合的把握モデル事業」が行われているところであり、この結果を踏まえて「歴史文化基本構想」および「保存活用（管理）計画」の策定指針が作成される予定だ⁽²⁹⁾という。さらにこの「歴史文化基本構想」は、上述の歴史まちづくり法と連動させていくことが想定されている。

有形無形のあらゆる「文化財」と呼べるものを、指定されているいなくにかかわらずピックアップし、周辺環境も含めて総合的かつ長期的に保存・活用するというこの構想は、「総文化財化」の極みであり、またそれは「総文化資源化」でもあるというわけである。

さらに言えば、それは限りなく、ある地域の「文化」を「まるごと遺す」ということに近い。その理念は理解できなくもない。私自身、常々「文化財の保護とは、文化のほんの一部のみを遺すことだ」と批判的に指摘してきたからである。よって、各文化財を総合的に保護するという発想はわからなくもないのである。だがしかし、である。「一部ではなく、すべてを遺せ」というのもまた

違うと思うのである。そもそも文化とは変化するものであり、生まれては消えるものである。にもかかわらず、ある地域の文化を、すなわちそこに暮らす人々の営みすべてをまるごと遺すなどということが、本当に可能なのだろうか。いや、「遺す」という表現は的確ではないのかもしれない。保存も活用も、すべて計画的に管理しつつ継承していくというような発想なのだろう。それでも当然こぼれ落ちるものはあり、結局は何かを取捨していくことになるのだろうか。

また、こうした動きの「主体」としてまたしても市町村が設定されている点も注意しなければならない。本稿で見てきたように、この背景には地域住民が自主的に自らの地域の空間と歴史を保全することを理想とする1970年代以降の施策の流れがあるわけだが、地域の実情と照らし合わせてみるに、「市町村」というレベルは果たしてどこまで「主体」たりうるのか疑問に思わざるを得ない。特に、市町村合併によって行政と住民との距離がますます遠くなる昨今の状況において、市町村は住民の声をどこまで汲み取り、また代表することができるのだろうか。「市町村が主体だから、『自主的』な動きだ」とはとても言い切れない現状がそこにはある。何より、「まるごと遺す」という、そこに暮らす人々の営みすべてを縛りかねない欲望の中に、縛られるかもしれない当事者の顔が見えてこないことが気がかりである。

【謝辞】

本稿執筆の一部は、文部科学省科学研究費補助金（2005-2007 基盤研究（B）17320138 研究代表者：岩本通弥，2007-若手研究（B）19720236 研究代表者：才津祐美子）、長崎大学大学高度化推進経費「新任教員の教育研究推進支援経費」によって行われた。

註

(1)——ただし、鳥獣保護区制度が創設され、捕獲規制に加えて開発行為が規制されるようになったのは、1950年からである（環境省「第二回生物多様性国家戦略懇談会資料2-3-1」，2001年参照）。

(2)——阿部伸太「風致地区制度創設期における風致育成概念の存在と風致協会の意義」『東京農大農学集報』50（4），2006年，p.121。

(3)——文化財保護委員会編『文化財保護の歩み』，1960年，高木博志『『史蹟名勝天然記念物』昭和編・解題』『『史蹟名勝天然記念物』<昭和編>解題・総目次・索引』不二出版，2008年，pp.7-35。

(4)——高木博志前掲論文。

(5)——特に国立公園に関しては、創設当初から環境保護と観光資源としての活用が一体のものとされていた（高木博志前掲論文）。

(6)——大川陸「景観保存に関する法規一覧」『建築雑誌』85（1029），1970年，pp.749-751。

(7)——木原啓吉『歴史的環境-保存と再生-』岩波新書，1982年，西村幸夫『環境保全と景観創造-これか

らの都市風景へ向けて』鹿島出版会，1997年。

(8)——木原啓吉前掲書。

(9)——文化庁『文化財保護法五十年史』ぎょうせい，2001年。

(10)——木原啓吉前掲書。

(11)——文化財の保護が観光開発と直結していることが非常に興味深い。

(12)——西村幸夫前掲書。

(13)——1966年に「西都原風土記の丘」が設けられたのをはじめとして、現在では16カ所の風土記の丘がある。

(14)——文化庁前掲書，木原啓吉前掲書。

(15)——文化庁前掲書。

(16)——国営飛鳥歴史公園HP「飛鳥歴史公園とは」<http://www.asuka-park.go.jp/about/>（2008年12月22日）。

(17)——ただし、実際に指定された年月日はバラバラである。

(18)——文化財保護委員会事務局「新指定の文化財」『月

刊文化財』33, 1966年, p.20。

(19)——杉本尚次1998「民家の保存・再生・活用－民家野外博物館を中心として－」『民俗建築』113, 1998年, pp.76-82。

(20)——関野克・伊藤延男「荘白川地方の建築について」『荘白川総合学術調査報告書』上, 岐阜県教育委員会, 1957年, p.116。

(21)——民家の全国調査から伝統的建造物群保存地区制度の創出に関しては, 文化庁前掲書参照。

(22)——才津祐美子「世界遺産『白川郷』の『記憶』」岩本通弥編『現代民俗誌の地平3－記憶』朝倉書店, 2003年, pp.204-227など。

(23)——文化庁前掲書, p.197。

(24)——文化庁HP「文化的景観」<http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shurui/keikan.html>(2008年12月22日)。

(25)——詳細は拙稿(前掲論文, 才津祐美子「世界遺産という『冠』の代価と住民の葛藤－『白川郷』の事例から－」岩本通弥編『ふるさと資源化と民俗学』吉川弘文館, 2007年, pp.105-128など)参照。

(26)——国土交通省ほか『歴史まちづくり法の概要』, 2008年, p.2。

(27)——荻谷勇雅「特集にあたって」『月刊文化財』544, 2009年, pp.4-7。

(28)——荻谷勇雅前掲論文, pp.4-5。

(29)——田中康成「文化財の総合的な保存・活用とまちづくりについて」『月刊文化財』544, 2009年, pp.8-15。

(長崎大学環境科学部, 国立歴史民俗博物館共同研究員)

(2009年5月28日受付, 2009年9月25日審査終了)

Historical Transition of Preservation and Utilization of “Space” Mainly in the Cultural Landscape in Modern Japan : Focusing on Cultural Properties Protection System

SAITSU Yumiko

The historical transition of the cultural properties protection system in modern Japan shows the gradual expansion of the range of cultural properties to be protected. The types of cultural properties were increased year by year also in the postwar the Act for the Protection of Cultural Properties (1950). As of the year 2008, intangible cultural properties, tangible/intangible folk cultural properties, groups of traditional buildings, and cultural landscapes were newly designated as cultural properties to be protected in addition to tangible cultural properties and monuments designated as cultural properties to be protected in the prewar the Act for the Preservation of National Treasures (1929) and the Act for the Preservation of Historic Sites, Places of Scenic Beauty and Natural Monuments (1919). The expansion of the range of cultural properties to this degree suggests that all connected to the past may be considered as cultural properties in principle assuming the aspect as if “all are cultural properties”.

Aside from such change of the range of cultural properties to be protected, various changes can be observed also in the protection methods when tracing the history of the cultural properties protection system. Among those changes, this article focuses on and studies the historical transition from the preservation of each cultural property, or the preservation as a “point”, to the movement aiming to protect a certain place surrounding cultural properties as a whole, or the preservation and conservation as a “space”. It is also the study of the movement progressing rapidly in recent years from the preservation as cultural properties to the utilization or the development as cultural resources.

Key words: Cultural Properties Protection System, historical environment, conservation as a space, all are cultural properties, cultural resources